

生涯学習関係施設指定管理候補者選定（審査）基準

評価項目	
大項目	中項目
基本的な考え方	施設の性格や目的等に合致した方針があること 個別設置条例、施設の状況、指定管理制度に関して必要な理解をしていること。
	市民の平等な利用が確保されていること 事業内容において合理的な理由なく利用者の制限をしたり、或いは、優遇したりするなど、市民の平等な利用を妨げるような事項がないこと。
	施設の効用が最大限発揮されていること 利用促進、利便性向上、経費節減に努めていること。
経営状態の健全性	過度の負債などがないこと。
事業計画	施設管理運営の実施方針（合目的性） 実施方針は、市の示す実施方針、基準を守っているか。
	事業への具体的な取り組み方（機能性、独創性） 利用者の苦情や要望、意見等への対応や処理体制への明示があること。
	施設の運営体制や組織（責任制、実効性） 業務運営に必要な人員を確保していること。
	適正な管理や経理（明瞭性、規律性） 仕様書に示す業務の条件、内容を満たすこと。
	安全管理、緊急時の対応（安全性） 事故や災害時の緊急連絡網、休日夜間の対応等の基準があること。
	環境、障害者等への配慮（社会性） 周辺環境や地域住民等への対応、障害者、子供、高齢者の利用対応について、考え方に基準があること。
	過去の実績等 過去の類似施設や関連業務の実績について明示があること。
経済性	提案価格は仕様内容や水準等を満たすものであるか。